

第13回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日（金）13時30分～14時15分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 13 人

会長	10番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
会長職務代理者	9番	土岐 工	委員	山中 寛幸	推進委員
	1番	三上 豊	委員	大川 元樹	推進委員
	2番	浅利 力	委員	山口 努	推進委員
	3番	佐々木清春	委員		
	5番	三浦 隆彦	委員		
	6番	藤田 重孝	委員		
	7番	須藤美恵子	委員		
	8番	原子 一行	委員		

4. 議事日程

議案第25号	農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
議案第26号	地域計画の意見照会及び目標地図素案の決定について
報告第26号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第27号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長 森山 雄一朗 次長 齋藤 孝嗣 主事 白戸 優之

6. 会議の概要

齋藤次長 大鰐町農業委員会憲章唱和を行いますので、皆様ご起立下さい。

森山局長 ただいまから、第13回大鰐町農業委員会総会を開催致します。
高橋会長、挨拶の方をお願いします。

会 長 (挨拶)

森山局長 会長ありがとうございました。引き続き進行の方をお願いします。

議 長 本日は、委員15名中13名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、私の方から指名いたします。
9番の土岐工委員と5番の三浦隆彦委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第25号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてですが、
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により整理番号1番から4
番までを行い整理番号5番については、三上委員には、退出をお願いします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第25号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について説明いた
します。

(P1) 整理番号1番は、長峰字下川原の田2筆2,128㎡を年間12,000円で10
年間賃貸借する申請です。

整理番号2番は、唐牛字戸井頭の畑2筆5,198㎡を贈与する申請です。

整理番号3番は、長峰字砂沢平の畑2筆7,005㎡を年間30,000で10年間賃貸
借する申請です。

(P2) 整理番号4番は、駒木字駒木平の畑1筆4,714㎡を10年間使用賃貸する
申請です。

いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

整理番号1番から4番については以上となります。

議 長 整理番号1番から4番について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、整理番号1番から4番については、原案のとおり許
可することに致します。
議事参与の制限により三上委員には、一旦退出をお願い致します。

(三上委員 退出)

議 長 それでは、整理番号 5 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (P2) 整理番号 5 番は、三ツ目内字目屋沢出口の田 1 筆 3,010 m²を年間玄米 3 俵で 5 年間賃貸借する申請です。
農地法第 3 条の許可要件を満たしていると考えられます。
整理番号 5 番についての説明は以上となります。

議 長 整理番号 5 番について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、整理番号 5 番については、原案のとおり許可することに致します。

(三上委員 入室)

議 長 議案第 26 号、地域計画の意見照会及び目標地図素案の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 26 号、地域計画の意見照会及び目標地図素案の決定について説明いたします。

(P3) こちらは、大鰐町長より、農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定により、市町村が策定することとなっている地域計画について、意見照会を行う旨の通知があったので、農業委員会の意見を求めるものです。
また、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき大鰐町長より作成を依頼されております、地域計画目標地図素案について、農業委員会の決定を求めるものです。

配布した資料ですが、将来の農業の在り方、効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」と、農業委員会が作成する「目標地図」を併せて完成するものであり、今年度末までの策定が必須となっています。
この目標地図は、農地における 10 年後に目指すべき農地利用の姿について、農地 1 筆ごとに誰が担うかを明確にした図面です。
今回審議していただくものはその素案となります。

素案の作成にあたっては、農地台帳を基にした現況及び昨年 8 月～12 月にかけて実施した意向調査結果を基にした図面に、今年 2 月～3 月と 11 月～12 月に各地区で実施した座談会の参加者から出た意向を反映し、作成しております。

資料の 4 ページをご覧ください。資料には地域計画と関連する目標地図の素案を各地区ごとに添付しており、当町では、上から 4 段目に記載しております地域名の大鰐①の他、大鰐②～③、蔵館①～②の合計 5 つの計画を策定することとしております。

本計画の本文には、各地区の課題や農業の将来の在り方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標などが記載されております。

続いて、資料の 7 ページから 10 ページまでは 10 年後に農業経営を担うことが予想される農業者の名簿となっています。

事務局 次に、資料の 11 ページから 14 ページは目標地図の素案となっております。地図は計画とは異なり、大鰐①の地区内にある、宿川原、森山、八幡館、鯖石地区の 4 つの集落ごとに分けて作成しております。農地 1 筆ごとに、10 年後に誰が担うかを標記した図面となっております。お渡しした資料には氏名を記載しておりますが、個人情報となるため、計画を公表する際には氏名を伏せて公表することとなります。

次に 15 ページからは大鰐②～③及び蔵館①～②地区も同様に作成しております。

なお、地域計画の素案は、総会での審議後に意見を付して町長に提出しますが、あくまでも素案となりますので、今後変更となる場合がありますことを申し添えます。

なお、今後は、町が農地中間管理機構や農業関連団体に意見を求め、公告のうえ、目標地図を含めた「地域計画」が策定されることとなっております。

議案第 26 号についての説明は以上となります。

議案第 26 号について、質問・意見等ありませんか。

議長 異議なし

委員 異議がないようですので、議案第 26 号は、原案のとおり決定することに致します。

議長 続きまして、報告第 26 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 26 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について説明いたします。

(P51) 今回の受理は、3 件で田が 7 筆、畑が 6 筆の計 13 筆 23,700 m²が相続されました。

報告第 26 号については以上となります。

議長

報告第 26 号について、質問・意見等ありませんか。

委員

異議なし

議長

異議がないようですので、報告第 26 号は原案のとおり受理することに致します。

議長

続きまして、報告第 27 号、農地法第 5 条 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第 27 号、農地法第 5 条 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理について説明いたします。

(P52) 今回の受理は、虹貝字清川の田 1 筆、1,492 m²を資材置場として、年間 100,000 円で 2 年 5 ヶ月賃貸借する届出です。

議 長 報告第 27 号については以上となります。

委 員 報告第 27 号について、質問・意見等ありませんか。

議 長 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第 27 号は原案のとおり受理することにいたします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第 13 回総会を閉会致します。